

(ご参考) 社外役員の独立性基準

株式会社アマダホールディングス

株式会社アマダホールディングス（以下「当社」という。）は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）の独立性の基準を明らかにすることを目的として、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目をすべて満たす場合、当社にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

- 過去5年間に於いて、下記のいずれにも該当していないこと。
 - ①当社の大株主（総議決権数の10%以上の株式を保有する者）の取締役、監査役、執行役員又は使用人である者。
 - ②当社が主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人である者。
- 過去5年間に於いて、当社及び当社との関係会社（以下「当社グループ」という。）の主要な借入先に所属していないこと。
- 過去5年間に於いて、当社の主幹証券に所属していないこと。
- 過去5年間に於いて、当社グループの主要な取引先となる企業等、あるいは当社グループを主要な取引先とする企業等の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
- 過去5年間に於いて、当社グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナー又は使用人でないこと。
- 過去5年間のいずれかにおいて、公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ている者でないこと。
- 現在及び過去において、当社グループの取締役（社外を除く）、監査役（社外を除く）又は使用人でないこと。
- 当社グループから役員を相互に派遣している会社又はその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
- 過去5年以内に、当社の株式持合い先の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと。
- 社外役員としての職務を遂行するうえで重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由又はその判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者でないこと。
- 以下に該当する者の配偶者、2親等以内の親族でないこと。
 - ①当社グループの取締役、監査役、執行役員以上の者
 - ②過去5年間のいずれかの事業年度において当社グループの取締役、監査役、執行役員以上だった者
 - ③その他の項目で就任を制限している者
- その他、独立性・中立性の観点で、社外役員としての職務遂行に支障を来す事由を有していないこと。

2015年12月18日 制定